

本市は緑の基本計画で、リーディング・プロジェクトに「緑の質の充実」を位置付け、全ての緑を対象に適正な整備・維持管理を継続的に行うことにより質を充実させ、広域的視点にも立って、市民等とも連携して未来に誇れる価値ある緑の創造を図る方針を示しています。この施策展開の一つとして、平成 21 年度から継続的に緑地の適正な整備を実施しています。

●事業・整備の概要

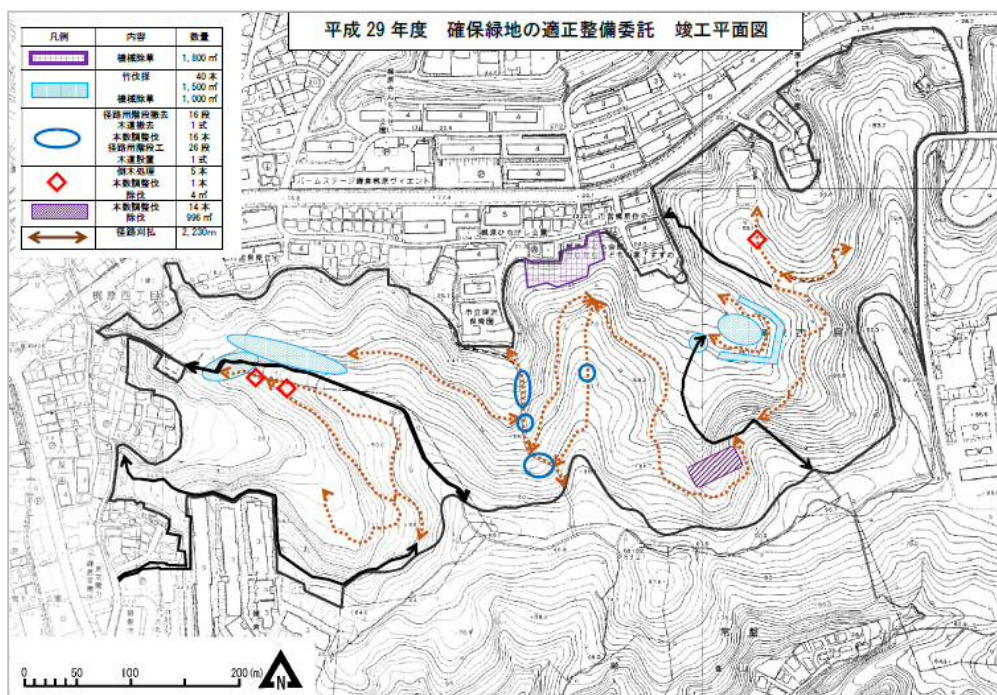
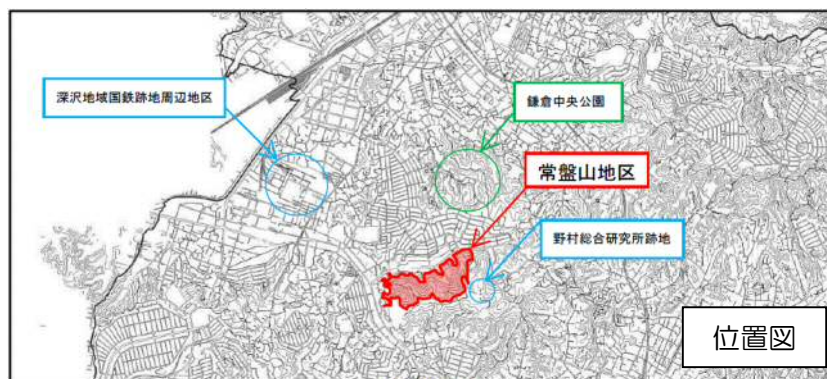
- 特別緑地保全地区※1 に指定する等した緑地のうち市有緑地を対象に実施しています。
- 放置することにより荒廃の恐れのある緑地から優先的に実施しています。
- 主な整備項目は、本数調整伐、除伐、つる切り等の樹林整備です。
- この事業の対象地を含む市有緑地は、従前から周辺住民からの要望への対応等の維持管理を行っていますが、この事業は一体的な緑の質の充実を目指して実施しているものです。
- 実施後は、観察および視認によるモニタリングを行い、後の事業実施の参考にしていきます。

●期待される効果

- 生物多様性の保全をはじめとする、緑地の機能向上。
- 健全で良好な緑地景観の形成。
- 市民の自然とのふれあい活動や、市民ボランティア等との連携による継続的な管理作業が可能な緑地環境の形成。

●業務内容

- 業務名 : 平成 29 年度 確保緑地の適正整備委託
- 業務箇所及び面積 : 常盤山特別緑地保全地区 (市有緑地約 19ha の内の約 1.2ha)
- 業務履行期間 : 平成 30 年 1 月 31 日～平成 30 年 3 月 13 日
- 業務内容 : 管理用径路刈払、竹伐採、下草刈り等



※1 都市緑地法に基づき都市における良好な自然環境となる緑を保全する制度で、鎌倉市では 11 地区 (約 49.4 ha) を指定しています。地区内では行為制限に伴う土地の買入れ等により、20ha 以上の緑地 (指定候補地内の土地を含みます) が鎌倉市有地となっています。

竹 伐 採



※撮影方向は左と異なりますが同一箇所です

市内では、森林に竹が侵入し、竹林に移行する緑地も見受けられます。生物多様性の保全をはじめとする、緑地の機能向上のために、竹林を森林に戻す試みとして竹を伐採しました。全ての竹を一度に切ると、住宅地と本対象地の緩衝帯が無くなることや台風等で他の木々が倒れる可能性があるため、一部を残し、伐採しています。竹の伐採等作業を実施したことにより、林床まで日差しが届くようになり、草本類や稚樹が生長する環境が整備されました。過年度に竹の伐採を実施した隣接地とあわせて、経過観察を継続中です。

草 刈

斜面地に樹林を育成するため、平成 24 年度に植栽したコナラ等の苗木周辺に、苗木を覆う高さの笹やツルが密生していたため、除草の作業を実施しました。年 1 回、継続した除草作業を実施し、植栽した苗木の一部は、3mを超える高さに生長しています（3 頁参照）。

本数調整伐、木道の撤去・設置



管理用径路周辺で、植栽密度が高すぎる木の本数調整伐や、枯死・傾いた木の伐採をしました。伐採した木の一部を使用し、木道の作成や管理用径路に設置した階段を一部更新し、樹林地内のモニタリングや作業に必要な環境を整備しました。

【木道の撤去・設置】

平成 21 年度の本事業にて設置し、朽ちた木道を撤去しました。

また、管理用通路を歩く方がケヤキの根元を通ることによって、根周りの土が固くなり、ケヤキの成長を阻害する恐れがあるため、木道を設置することで、管理用通路を歩く方の誘導を試みました。

本数調整伐、径路用階段の撤去・設置



※撮影場所は左と異なります

【径路用階段の撤去・設置】

平成 21 年度の本事業にて設置し、朽ちた階段を撤去し、代わりに階段を設置しました。径路の既存の階段が無い部分にも新しく階段を設置し、管理用通路を歩く方の安全を守ると同時に、林床が荒れないよう整えました。

現地で発生した材を活用した整備案を今後も検討しながら、更新が必要な施設の検討を行ないます。

径路刈払い、倒木処理



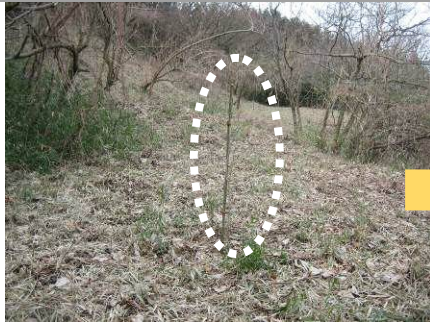
【径路刈払い】

管理用径路の刈払いを行い、良好な作業環境を確保する事が出来ました。モニタリングによる経過観察では、日照条件等の変化から管理用径路周辺の林床の植生にも変化がみられ、多様な生育環境が整備されています（3 頁参照）。

【倒木処理】

管理用径路にかかる倒木を処理しました。

コナラ植樹 その後



植栽時、高さ 1.5mだったコナラも 3mを超える高さに成長しました。
現状では、夏場はくず等が繁茂している草地ですが、広葉樹が草地上空を覆い、日照を遮ることで、草の繁茂が抑えられるような状態へ植生を移行したいと考えています。

左：平成 25 年 3 月
右：平成 30 年 5 月

竹発生材の処分方法と再利用の試み



竹林を森林に戻す試みとして竹を伐採していますが、大量に発生する材の場内処分の方法について、検討しています。
平成 28 年度には、管理用径路の階段として竹を使用する試みをしました。
設置して 1 年経ちましたが、特に問題なく使用できていることが確認できました。

左：平成 29 年 3 月
右：平成 30 年 5 月

タヌキの親子



除草作業を継続している箇所周辺では、クリノキの根元周辺にタヌキのため糞が見られるなど、獣類の利用も確認されています。緑化推進専門委員とのモニタリングによる経過観察を実施し、獣類、鳥類、小動物等に与える整備の影響もみながら、作業内容の検討に努めます。

平成 29 年 11 月撮影

群落の形成が確認された植物



日照条件等の変化から管理用径路周辺の林床の植生にも変化がみられ、多様な生育環境が整備されています。

左：ナルコクリ
右：フタリシズカ

確認された鳥と鳥の生息環境を育む植生



ウグイス、ホトトギス等が確認されました。

【ウグイスと笹藪の関係】

ウグイスは、林縁の環境を良く利用し、良好な笹藪を維持管理することが、繁殖テリトリーを確保する上で重要です。夏鳥のホトトギスは、ウグイス等の巣に托卵することで有名です。特定外来生物に指定されているガビチョウが増え、ウグイスの生息環境を圧迫しています。

左：ウグイス、右：ホトトギス
(写真提供：池 英夫 氏)

●整備で得られた効果

- 平成 25 年度に雪の被害を受けた竹林の伐採を平成 27 年度に続き実施し、荒廃した竹林の更新と他の植生への誘導方法を検討する場を拡大しました。平成 27 年度に実施した箇所では、竹の他に埋土種子から発芽したと思われる草本植物や、広葉樹の稚樹の生育が確認されています。
- 主な径路刈払いを実施し、樹林地内のモニタリングや作業環境が整備されました。
- 常盤山の西側谷戸に竹が生育範囲を拡大している箇所においても、竹伐採の作業を実施しました。当該地周辺は緑のレンジャー・ジュニアによる作業も実施されており、西側樹林地への竹の生育拡大が抑制されました。
- 平成 21 年度に管理用径路に設置した階段の一部更新を行なったことにより、樹林地内のモニタリングや作業環境が整備されました。
- 径路沿いや下草刈りを行った箇所では、アズマモグラ（モグラ科）の形跡やタヌキなどのけもの道や溜糞、ノウサギの食痕、鳥類の採餌の跡などが確認されました。
- 径路沿いに、セントウソウ・ホウチャクソウ・ナルコユリ・フタリスズカ等の群落が形成されています。

●今後の展開

- 本事業は、第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画後期実施計画（平成 29 年度～31 年度）の緑地保全事業に含むもので、今後も継続して取り組む方針としています。
- 8 年間に亘り実施してきた成果と中長期的な緑地の保全を踏まえ、モニタリングを通して作業を実施した箇所を継続的にフォローするとともに、新たな保全管理手法や他の特別緑地保全地区等での実施も模索していきます。
- 事業の当初に設置した階段等の施設は必要に応じて更新を検討し、現地で発生した材を活用した更新作業を検討していきます。
- 竹林から森林へ円滑な移行を行う方法を考察するため、伐採した竹の効果的な場内処分方法を検討していきます。
- 地域に愛される緑として適切な保全管理を行うためには、市と市民等の連携と適切な役割分担が重要です。



竹伐採跡地に育つ稚樹